

様式第十一号（第十三条関係）

TK2-1234

備考

- 一 文字及び数字の高さは、総トン数五トン未満の漁船にあつては七センチメートル以上、総トン数五トン以上二十トン未満の漁船にあつては十五センチメートル以上、総トン数二十トン以上の漁船にあつては三十センチメートル以上とする。
- 二 文字及び数字の太さは、その文字及び数字の高さの五分の一を標準とする。
- 三 文字及び数字の間隔は、その文字及び数字の高さの三分の一を標準とし、その他の寸法は適当なものとする。